

第 1 回圧力設備規格審議委員会 議事録

1. 日 時: 平成 19 年 8 月 2 日(木) 14:00~17:00

2. 場 所: 溶接学会会議室

3. 出席者: (敬称略)

能登委員長(千代田), 酒井副委員長(T E C), 阿部(NIMS), 荒井(KHK), 緒方(日立), 恩澤(東工大名誉教授), 鴻巣(茨城大), 小林(横国大), 佐々木(安衛研), 浅田(横河電機), 石毛(IHI), 下村(日立), 寺田(神戸製鋼), 吉田(三井造船), 青木(東電), 村井、戒田(住化/石丸代理), 内野(東ガス), 金川(ガス協会), 田原(石連), 木原(パスタリア), 佐藤(日揮) 以上 22 名(委員出席数 21 名)

事務局: 河野、大西、田中、簾田(HPI)

4. 資料 圧力設備規格審議 1

1 第 1 回圧力設備規格審議委員会開催案内

2 圧力設備規格審議委員会 委員名簿

3-1 技術基準作成基本方針、改正案要旨

3-2 技術基準制定基本方針(改正、寺田・佐藤委員、事務局)

3-3 技術基準制定基本方針(改正案、内野委員)

4-1 技術基準策定手順書、改正案要旨

4-2 圧力設備規格審議委員会、技術基準制定手順書(改正案、寺田、佐藤委員、事務局)

4-3 圧力設備規格審議委員会、技術基準策定手順書(内野委員、コミテ Rev.1)

5-1 圧力設備規格審議委員会規則、改正案要旨

5-2 圧力設備規格審議委員会規則、改正案

6 HPIS A102 改正について及び「技術基準作成基本方針」条文修正案

7 圧力設備規格審議委員会、書面投票用紙(案)

8 圧力設備規格審議委員会、議事録書面確認用紙(案)

5. 議事

能登委員長の司会のもと、以下の議事が進められた。

5.1 委員紹介

委員の自己紹介に先立って、能登委員長の挨拶があり、その中でこの規格審議委員会の設立までの経緯について簡単に触れた。委員自己紹介後、能登委員長から資料 1-2 によって、今回出席していない委員の紹介があった。鏡氏をこの規格審議委員会委員に推薦する意見に対して、能登委員長から、業種バランスにより委員増加は不可のため、委員会規則第 12 条のアドバイザー(国際整合化に関する専門知識)として本人の意向を確認

の上指名する旨提案があり、了承された。本人の意向は事務局が確認する。

5.2 技術基準作成基本方針の制定について

資料 1-3-1,1-3-2 および 1-3-3 によって、事務局が原案改正箇所を読み、項目毎に審議された。主要改正箇所は次となり、それに基づき事務局によって書き直し後、書面投票する。

- 1) 規格審議委員会を圧力設備規格審議委員会に加えて、他の委員会の設置を想定して記載しているが、圧力設備規格審議委員会に限定して記載する。
- 2) 協会の規格についての制定基本方針とするため、技術基準は全て規格に改正する。
- 3) 規格原案の作成に関する項目を追加し、別添として規格の制定プロセスのフロー図を記載する。

5.3 技術基準策定手順書の制定について

資料 1-4-1,1-4-2 および 1-4-3 によって、事務局が原案改正箇所を読み、項目毎に審議された。主要改正箇所は次となり、それに基づき事務局によって書き直し後、書面投票する。

- 1) 協会の規格についての制定手順書とするため、技術基準は全て規格に改正する。
- 2) 審議レベルについては、パブリックコメントの実施の有無によるレベル分けのみであるため、レベル A 及びレベル B とする。レベル C はレベル D でパブリックコメントの実施が必要なものを記載し、それ以外はパブリックコメントの実施の必要ないものとする。
- 3) パブリックコメント実施要領について、3)項パブリックコメントの審議により変更した場合のパブリックコメントの実施は、必要ないものと訂正する(3)項文章削除)。それに伴い、圧力設備規格審議委員会規則の第 18 条パブリックコメントについても改正する。
- 4) 7 項 HPIS の見直し改定要領及び 8 項 HPIS 作成委員会業務終了時の処置については、既存の内規の改正案であり、別途審議することとして、この手順書からは削除する。
- 5) パブリックコメントの募集時における対象規格案の協会における閲覧について、閲覧をせず、PDF ファイルでダウンロード可能に改正する。

5.4 圧力設備規格審議委員会規則改正について

資料 1-5-2 によって、技術基準作成基本方針及び技術基準策定手順書の審議過程において、その都度該当箇所が検討された。

資料 1-5-1 に記載の改正箇所に加えて、第 18 条パブリックコメントについて次の 2 箇所の改正が必要となり、次の改正案が、満場一致で採決された。

- 1) 2 項の”意見提出者への連絡”は必要なしとするため、文章を削除する。
- 2) 4 項の技術的内容の変更を行った場合における再度のパブリックコメントについては、必要なしとするため、4 項前文削除する。

5.5 HPIS A102 規格作成基準改正について

資料 1-6 に記載の技術基準作成基本方針の条文修正案の提案があった。HPIS A102 規格作成基準改正については、日程の関係から次の委員会以降に審議を見送った。

5.6 書面投票用紙（案）及び議事録書面確認用紙（案）

資料 1-7 および 1-8 によって、事務局案が能登委員長から提案があり、質問及び修正意見もなく、了承された。

5.7 書面投票について

次の議案については、この委員会の結果に基づき、再度事務局によって書き直した規則案によって書面投票による採決をすることが、満場一致で採決された。

- 1) 圧力設備規格審議委員会、規格制定基本方針
- 2) 圧力設備規格審議委員会、規格制定手順書
- 3) 圧力設備規格審議委員会規則改正案

書面投票に付す前に、事務局書き直しの案を委員に配布し、検討結果を入れた案で書面投票とする。

6. 次回予定

未定

以上